



登録・認証制度スタート!!

登録・認証制度ってなに？

総合型クラブが、より公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学大臣策定）に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備しました。

この制度は、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としています。（裏面参照）

「登録」と「認証」ってなに？

登録とは？

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定することです。

認証とは？

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証することです（例：「介護予防」、「子育て支援」等）。登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

※認証に関する制度は、現時点では未整備

「登録」と「認証」のイメージ

登録クラブ
に対する
認証

登録

（例）
介護予防
タイプ 認証

（例）
子育て支援
タイプ 認証

〇〇タイプ
認証

△△タイプ
認証

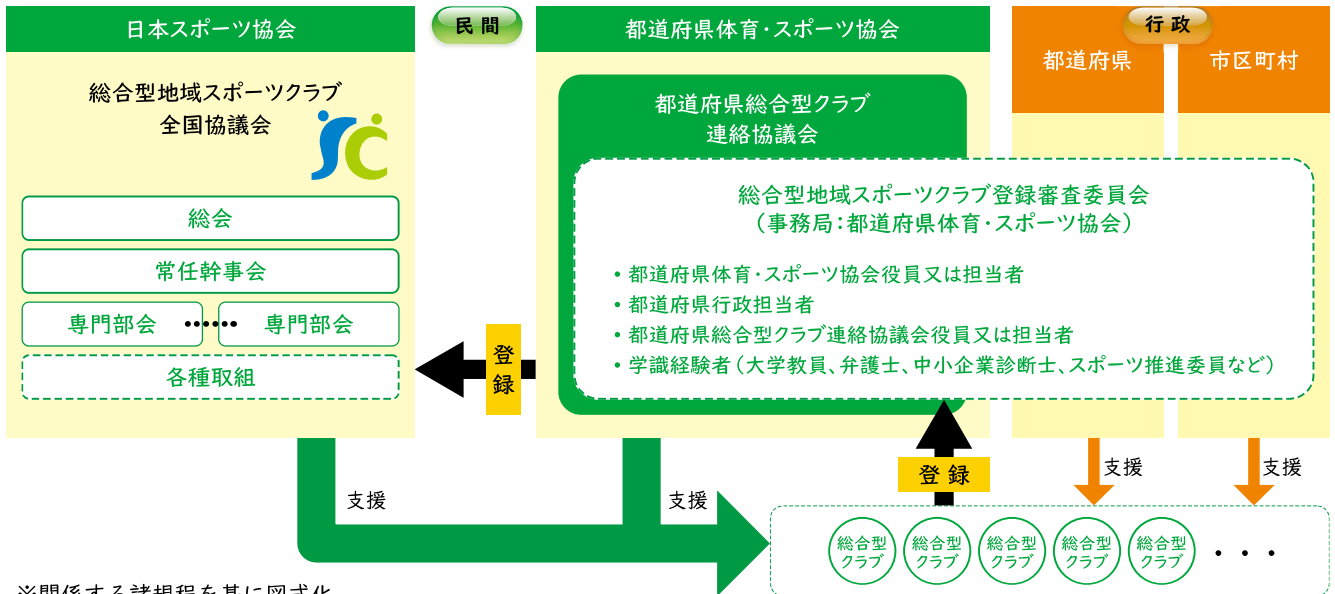
都道府県総合型クラブ連絡協議会
独自基準、独自運用ルール
（都道府県総合型クラブ連絡協議会が任意で設定）

総合型地域スポーツクラブ全国協議会
基本基準、運用ルール（全国統一のルール）



登録制度はどのように運用されるの？

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県行政の3者が登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担をしていきます。



※関係する諸規程を基に図式化

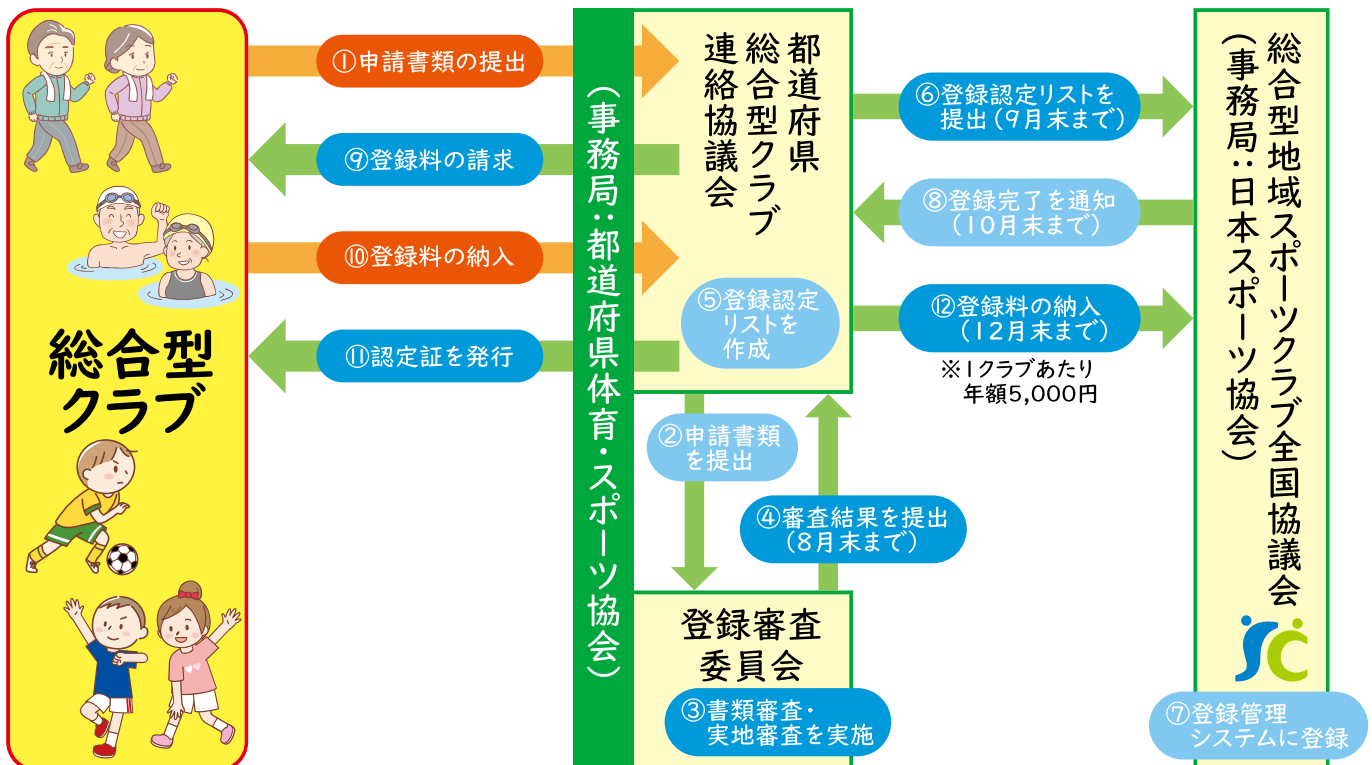
※認証に関する制度の運用体制は関係規程の整備状況を踏まえて今後検討

登録手続きはどうやってするの？

登録手続きは、下図①～⑫の順番で行われます。

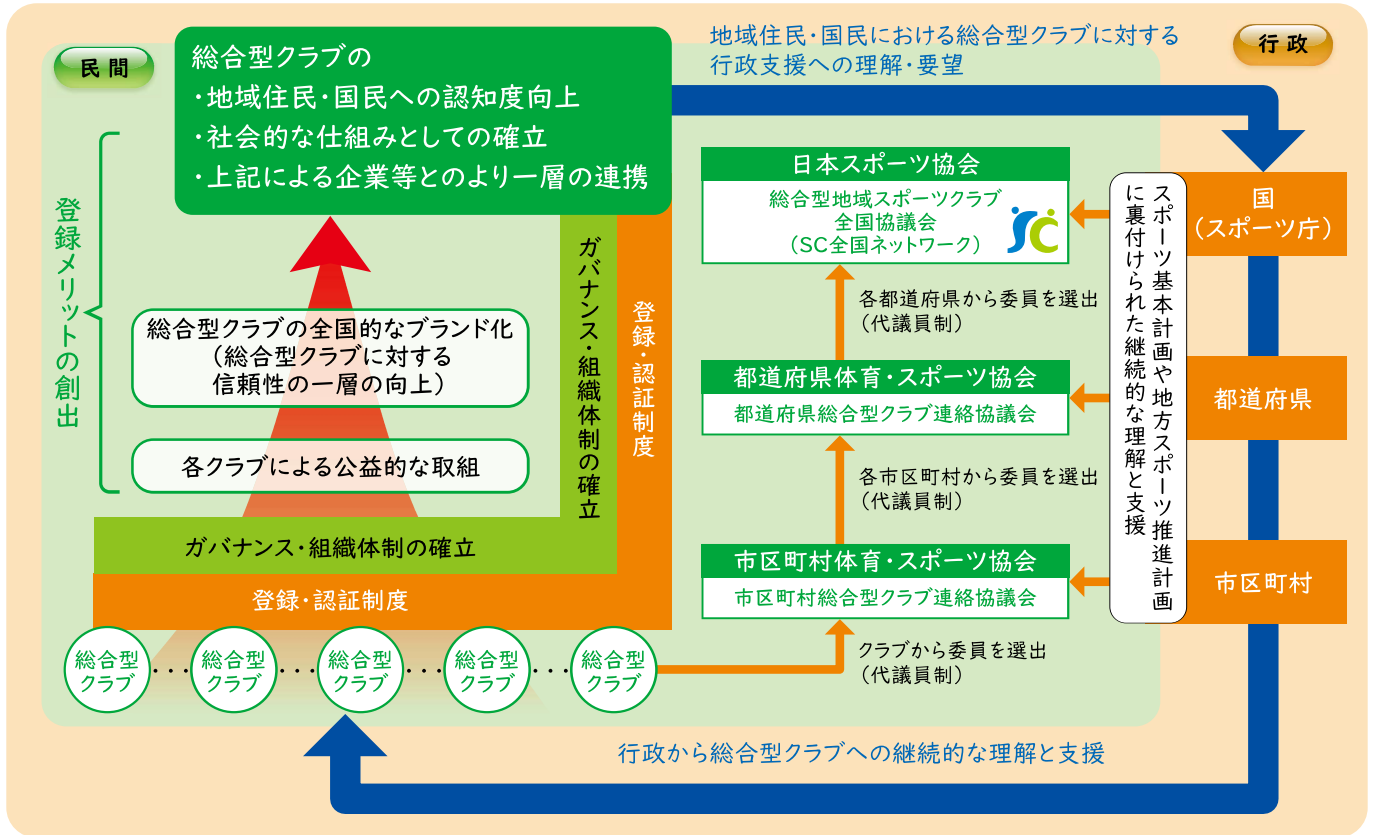
登録を希望するクラブは、下図の「①申請書類の提出」と、「⑩登録料の納入」が必要です。

- ・登録有効期間：当該年度の11月1日から1年間
- ・登録の更新：年度ごと



どんな効果があるの？

登録・認証制度がもたらす効果（好循環イメージ図）



※日本スポーツ協会にて想定している効果のイメージ図です。

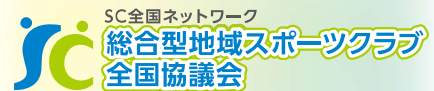
総合型地域スポーツクラブ全国協議会ってなに？

当協会では、平成21年2月に総合型地域スポーツクラブ全国協議会（通称：SC全国ネットワーク）を設立し、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の下、全国で活動する総合型地域スポーツクラブの定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する各種取組を行っています。

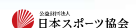
この総合型地域スポーツクラブ全国協議会を母体として登録・認証制度を整備します。



SC全国ネットワークの概要は、リーフレットでご覧になれます。



総合型地域スポーツクラブ キャッチコピー
動かせ心、つなげ人、
地域の輪になるスポーツクラブ



登録するための基準は？

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準は下表のとおりです。都道府県総合型クラブ連絡協議会が独自基準や独自運用ルールを設定している場合もあります。

▼総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員 ^{※2} がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18歳)、 E)～29歳、F)～39歳、G)～49歳、H)～59歳、I)～69歳、J)70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 ^{※3} ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者という。))を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ^{※3}
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。 ^{※4}
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等 ^{※5} ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 ^{※6} の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。 ^{※7}
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{※5} の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

※4:不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5:規約・会則・定款等を指す。

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

(公財)日本スポーツ協会総合型クラブ育成事業については、当協会ホームページにてご覧いただけます



公益財団法人

日本スポーツ協会

URL : <https://www.japan-sports.or.jp/>

JSPO

